

0 環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野 平成 23 年度実証機関の公募について（案）

環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証運営機関である(財)港湾空間高度化環境研究センターでは、環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証機関の公募を開始しましたので、お知らせします。

実証機関の応募の受付開始について

この度、実証運営機関(財)港湾空間高度化研究センター)において、平成 23 年度の環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証機関を公募します。

(1) 公募する技術分野

閉鎖性海域における水環境改善技術分野

平成 23 年 1 月 11 日から 2 月 1 日にかけて行った募集に応募のあった選定希望技術は、次の 件でした。

技術

技術

これらの選定希望技術以外の技術についても対象として差し支えありません。

(2) 申請の受付方法

- ・別添 2 に示す申請書類を参考資料とともに、受付期間内に(5) 応募受付先まで、電子メール又は郵送により提出してください。
- ・電子メールで提出する際は、件名を「閉鎖性海域における水環境改善技術分野 平成 23 年度実証機関への申請」としてください。
- ・郵送する場合は書留郵便等の配達記録が残る方法により行ってください。

(3) 公募期間

平成 23 年 2 月 7 日(月)から平成 23 年 2 月 28 日(月)17 時必着

(4) 審査方法

提出いただいた申請書類に基づき、平成 22 年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野ワーキンググループ会合(第 4 回)(平成 23 年 3 月開催予定)において、書面審査と必要に応じて申請者に対するヒアリング審査を実施します。選定にあたっての考え方につきましては、別添 3 に示すとおりです。審査の結果は、すべての応募者に対して通知します。

(5) 応募受付先

実証運営機関

(財)港湾空間高度化環境研究センター

担当： 中島、岡田

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10 第2虎の門電気ビル4階

電話：03-5408-8298

電子メール：etvheisasei@wave.or.jp

(6) その他

- ・ 本事業全般については、環境技術実証事業のホームページ
(<http://www.env.go.jp/policy/etv/>)を参照してください。
- ・ 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。
- ・ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、申請書類を無効とする場合があります。
- ・ 提出された申請書類は、返却しません。

< 添付資料 >

- ・ 別添 1
公募する技術分野 (1/11 ~ 2/1 の選定希望技術へ応募があった技術内容を記述)
- ・ 別添 2
申請書類一覧
- ・ 別添 3
実証機関選定の考え方
- ・ 別添 4
平成 23 年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の
実証試験業務仕様書(案)
- ・ 別添 5
閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領(手数料徴収体制版)第 2 版
(資料 4 別添-2 に同じ)

(別添2)

申請書類一覧

| 申請書類 | 様式 |
|--|--------------|
| ● 表紙 環境技術実証事業の実証機関（平成23年度事業分）への申請について | 様式1 |
| ● 実証機関としての実施体制 | 様式2 |
| ● 実証試験の実施体制に関する補足説明資料 | 様式2 1 |
| ● 公平性・公正性の確保に関する説明資料 | 様式3 |
| ● 実証に要する費用の見込み（概算） | 様式4 |
| ● 想定している実証試験について | 様式5 |
| ● 実証機関に必要とされる要件を証明する資料 | なし (参考参照) |

平成 23 年 月 日

環境技術実証事業の実証機関（平成 23 年度事業分）への申請について

以下の技術分野に関して、平成 23 年度環境技術実証事業の実証機関となることを希望します。別添の資料を添えて申請します。

技術分野名：閉鎖性海域における水環境改善技術分野

団体名：_____

担当者連絡先

所属部署：

担当者氏名：

住所：

電話番号：

F A X 番号：

e-mail アドレス：

実証機関としての実施体制

| | | |
|---|------------------------------|--|
| 1 | 主に担当する部局（技術実証委員会の事務局、技術の公募等） | 担当部局： 実施責任者： |
| 2 | 平成 23 年度に実証可能な技術の内容 | |
| 3 | 実証試験の実施体制 | <p>技術の公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施等、業務毎の実施部局がわかるよう記述してください。</p> <p>あわせて、環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証機関選定の考え方に沿った、機関の組織・体制、技術的能力等を有することの説明を記述してください。</p> <p>なお、当該機関以外の機関に外部委託する場合で、想定される委託先がある場合にはそのパンフレット等、その機関の設置形態、業務内容、規模、品質・データ管理体制、業務実績がわかる資料を、想定される委託先がない場合には、委託先選定の基準、条件等を添付してください。</p> |

実証試験の実施体制に関する補足説明資料

(別添 2 の実施体制のうち、以下の項目について具体的に記入してください。)

1. 実施体制の概要

| 実証試験計画の策定について | | |
|-------------------------|-------------------------------|-------------|
| 実証試験計画の策定部署名 | | |
| 上記部署の通常の所掌事務 | | |
| 上記部署において 策定に携わる職員数 | 合 計 うち有資格者 () うち非常勤の職員 | 名 名 名 |
| 実証試験について | | |
| 実証試験の実施部署名 | | |
| 上記部署の通常の所掌事務 | | |
| 上記部署において 実証試験に携わる職員数 | 合 計 うち有資格者 () うち非常勤の職員 | 名 名 名 |
| データの検証及び実証試験の監査について | | |
| 検証、監査を行う部署名 | | |
| 上記部署の通常の所掌事務 | | |
| 上記部署において 検証に携わる職員数 | 合 計 うち有資格者 () うち非常勤の職員 | 名 名 名 |

上記の業務を外部委託する場合はその旨を明記し、想定される委託機関における実施体制を記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

実証試験に携わる職員及び検証に携わる可能性のある最大の職員数を記入してください。この職員数には、補助職員の人数を除いてください。

有資格者の人数は、本実証試験において有用と考えられる資格の内容を()内に明記し、資格毎の人数を記入してください。

データの検証を行う部署と実証試験の監査を行う部署が異なる場合は、各々を区別して記入してください。

2. 実証試験計画の策定に関する実施体制等

担当職員リスト

| | 所属部署名 | 役職 | 氏名 | 実証試験計画の策定に係る 経歴、資格等の特記事項 | 常勤/ 非常勤 |
|-----|-------|----|----|-----------------------------|------------|
| 責任者 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

実証試験計画の策定においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構ですので、氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

(担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。)

適切に実証試験計画の策定を行うことが可能であることの説明

職員の業務経験等、上記の体制によって十分に計画策定業務が可能であることを説明してください。

3. 実証試験の実施に関する実施体制等

担当職員リスト

(実証試験の内容 :)

| | 所属部署名 | 役職 | 氏名 | 実証試験の実施に係る 経歴、資格等の特記事項 | 常勤/ 非常勤 |
|-----|-------|----|----|---------------------------|------------|
| 責任者 | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |

実証試験の内容毎に体制が異なる場合は各々について表を作成してください。

実証試験においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構です。氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

(担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。)

適切に実証試験の実施が可能であることの説明

職員の業務経験等、上記の体制によって十分に実証試験の実施が可能であることを説明してください。

4. データの検証及び実証試験の監査に関する実施体制等

担当職員リスト

| | 所属部署名 | 役職 | 氏名 | データの検証、実証試験の 監査に係る経歴、資格等の 特記事項 | 常勤/ 非常勤 |
|-----|-------|----|----|--------------------------------------|------------|
| 責任者 | | | | | |
| / | | | | | |
| / | | | | | |

検証においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構ですので、氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

(担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。)

適切にデータの検証、実証試験の監査を行うことが可能であることの説明

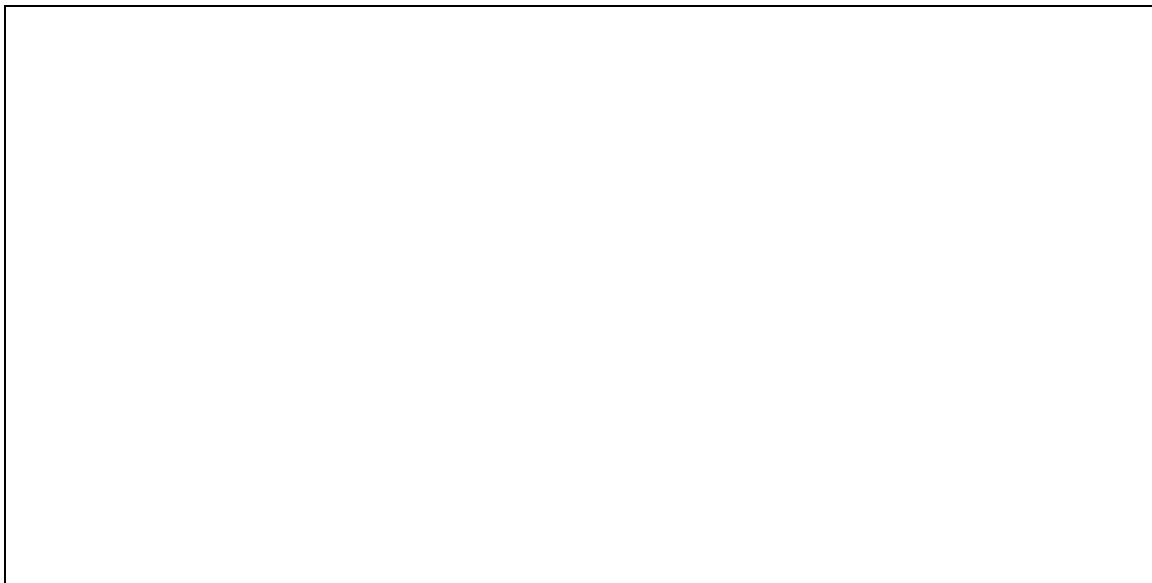
職員の業務経験等、上記の体制によって十分に検証業務が可能であることを説明してください。

5 . 技術実証委員会について

| | |
|--------|--|
| 運営する部署 | |
| 開催予定 | 平成 23 年度中の開催予定について、開催時期、回数、議題を明記してください。 |
| 委員の構成案 | 大学・研究機関、技術開発者等、所属先の種類毎に委嘱委員の大まかな人数を明記してください。具体的な委員の予定がある場合には、氏名と所属を明記してください。 |

公平性・公正性の確保に関する説明資料

実証試験業務を行ううえで、公平性・公正性を確保できる理由



(別添 3 環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証機関選定の考え方 3, 4 に示す観点に沿った対応が可能であることを説明してください。)

実証に要する費用の見込み（概算）

平成 23 年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証試験業務仕様書及び実証試験要領に基づき、環境技術開発者が手数料として負担することとなる「試験分析費」等と「実証試験の運営に係る費用」の積算

| | |
|---|----------------------------------|
| <p>技術の実証に必要な試験分析費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証対象技術の数は 1 として必要な費用を積算してください。 ・実証可能な技術サンプル数を想定して積算を行ってください。 | <p>万円（税込額） （以下に内訳を添付のこと）</p> |
|---|----------------------------------|

【内訳】

- ・借料・損料（機器レンタル費等）
（具体的な装置名）
- ・消耗品費
（具体的な消耗品リスト）
- ・補助職員賃金（実験補助等）
（実験補助等に必要な人日）
- ・外部委託費（一部実証試験の外注）
（委託に必要な人件費、機器の借料・損料、消耗品費等）
- ・その他

| | |
|---------------------------|----------------------------------|
| <p>その他、運営に係る費用</p> | <p>万円（税込額） （以下に内訳を添付のこと）</p> |
|---------------------------|----------------------------------|

【内訳】

- ・職員旅費
環境省や実証運営機関、実証申請者との打合せ
- ・技術実証委員会
検討員への謝金、交通費、会議費、印刷製本費
- ・実証試験結果報告書
印刷製本費
- ・一般管理費
- ・その他

注：上記経費はあくまで例示であり、必ずしも全ての経費を計上する必要はありません。また、他に追加すべき経費の項目があれば、計上して下さい。

実証試験実施場所の概要と実証対象技術の種類について

今回の実証機関への申請にあたり、下記の情報・データについて記述して下さい。

| 海域の特徴 | |
|-------------|---|
| 主な利用状況 | 港湾、船舶の航行状況、親水海岸、漁場の有無など |
| 実証試験実施場所の規模 | 水深、面積 等 |
| 水質の状況 | 過去の水質データ |
| 底質の状況 | 底質に関する情報 |
| 生物生息環境 | 底生生物、植物等の生育状況に関する情報 |
| 課題 | 水質、底質、生物生息環境の点から、どのような改善が必要とされているか。改善計画等、どのような検討が進められているか。 |
| 実証試験環境 | 実証対象機器等の搬入路は確保できるか 電気は利用可能か 実証試験の攪乱要因となるような特性はないか 試料採取は可能か 実証試験の期間、時期 |
| 有識者の見解 | 実証試験を行ううえで留意すべき点 |

| | |
|--|---|
| 実証試験の対象として想定している技術について（技術が限定される場合は具体的にお書きください。） | |
| 技術の主な目的 | 想定する技術の適用により期待される効果 |
| 技術の特徴 | 使用する生物、機材等 |
| 改善効果の原理 | 技術の効果が発揮される原理を説明 |
| 実証実験にあたっての制約条件 | 実証実験規模、時期、その他の留意事項等 |
| 実証試験場所の確保のために必要な手続き（占有許可取得など）について ¹ | |
| 貴地方公共団体で行う手続き | |
| 調整を要する関係者 （名称） （概要） （過去の研究・調査等の経緯） （その他） | |
| 環境技術開発者に求める手続き | |
| その他 | 上記以外の事項で実証機関として適切に実証試験を行うことができることについてのPRすべき事項があればご記入ください。 |

1 調整を要する関係者毎に作成してください。

想定している実証試験に関して参考になる資料がある場合には、参考資料として添付して下さい（様式は問いません）。

記述量が多くなる場合には、適宜行を追加して下さい。

(参考)

実証機関に必要とされる要件を証明する資料の例

| | 要件 | 資料の例 |
|---|--------|---|
| 1 | 組織・体制 | <ul style="list-style-type: none">・法人組織図・品質管理マニュアル等の文書（いかなる名称、様式でもよい。） |
| 2 | 技術的能力 | <ul style="list-style-type: none">・業務報告書・実証運営機関業務にかかわる予定の職員の当該分野に関する資格一覧(資格証の写し添付)・実証運営機関業務にかかわる予定の職員の業務経歴書 |
| 3 | 公平性の確保 | <ul style="list-style-type: none">・役員名簿・職員名簿・会員名簿 |
| 4 | 公正性の確保 | |
| 5 | 経理的基礎 | <ul style="list-style-type: none">・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があることを示す書類・収支計算書・正味財産増減計算書・財産目録・貸借対照表・会計監査を実施した(する)ことを証明する書類 |

環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野の 実証機関選定の考え方

実証機関の公募・選定について

環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野の平成23年度実証機関を募集します。

前年度までに実証機関としてモデル事業に参画した実績のある機関が、同じ技術分野について引き続き実証機関となることを希望する場合は、募集期間内にその旨を書面にて実証運営機関に通知することをもって申請に代えることができます。ただし、前回申請時点から変更がある場合には、該当書類について追加提出が必要となります。実証運営機関では、この通知を受けた場合には、WGにおける検討、環境省の承認の過程を省略することができます。なお、前回申請時点から大きな変更がある場合には、該当部分についてヒアリングを実施することがあります。

実証機関選定の考え方について

環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて行います。

1. 組織・体制について

- (1) 実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること。
- (2) 組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。
- (3) 実証の対象とする技術を公募する際、自管区外からの申請についても受付可能なこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により、職員を実証対象機器等が設置されている管区外にまで派遣しないと実証試験の実施が困難な場合については、この限りではない。
- (4) 実証試験要領に定める品質管理を適切に実施すること。

2. 技術的能力について

- (1) 実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。
- (2) 技術分野に関する十分な実績を有していること。

新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること。

- (3) 実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること。

(必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない。)

自ら試験研究機関を持たない機関については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること。

3．公平性の確保について

- (1) 実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成及び実証試験全体の運営において、実証申請者等による運用が差別的になるおそれがないように、実証試験の運用の公平性が保たれること。
- (2) 実証申請者の実証試験の申請に係る様式その他の実証試験の申請に必要な情報及びこれらを実証申請者に提供するための手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。
- (3) 職務上知り得た機密の保持手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

4．公正性の確保について

- (1) 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること。
- (4) 実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が開発した技術の実証試験を行わないこと。
- (5) 実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が開発した技術の実証試験を行わないこと。

5．経理的基礎について

- (1) 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財政上の独立性があること。
- (2) 定期的に会計監査を実施すること。

6．経費積算等の妥当性について

- (1) 平成23年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証試験業務仕様書(案)に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること。
- (2) 手数料予定額が、閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領(手数料徴収体制版)第2版の「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること。

7．その他

事業の円滑な実施のため、募集機関数には上限を設けることとする。

平成23年度の当該分野実証機関上限数は2機関を予定しています。

以上

平成23年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の 実証試験業務仕様書(案)

1. 業務の目的

環境技術実証事業(以下、「実証事業」という。)は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする事業である。

本業務は、その技術分野の一つである閉鎖性海域における水環境改善技術分野に関して、平成23年度の実証試験業務を行うものである。なお、本業務では、環境技術実証事業検討会(以下、「検討会」という。)及び閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ会合(以下、「WG会合」という。)における検討結果、「平成22年度環境技術実証事業実施要領」(以下、「実施要領」という。)及び「閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領(手数料徴収体制版)第2版」(以下、「実証試験要領」という。)(なお、実施要領及び実証試験要領は、平成23年度版への改定に際し一部内容を変更する場合があります。)に基づき実証試験を行うこととする。

2. 業務の内容

平成23年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証機関(以下、請負者という。)として、次の業務を行う。なお、業務が円滑に実施されるよう、実証運営機関との必要な打合せを行う。

(1) 技術実証委員会の設置・運営

実施要領及び実証試験要領に基づき、有識者(学識経験者等)により構成される技術実証委員会を設置し、委員会の運営を行う。委員は5名程度とし、委員会は年4回程度(実証現場開催1回を含む)開催する。なお、委員の人選、委員会の開催時期等については、実証運営機関及び必要に応じて環境省担当官と協議のうえ決定する。

(2) 実証対象技術の公募・選定

実施要領及び実証試験要領に基づき、実証対象技術の公募・選定を行う。また、公募にあたっては、実証運営機関及び必要に応じ環境省と協議の上、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、実証運営機関に登録した上で、手数料予定額を明示して実証対象技術の公募を実施する。

実証対象技術の選定にあたっては、技術実証委員会における検討等を踏まえることとし、選定結果については、実証運営機関の承認を得ることとする。実証対象技術の選定数は、1技術程度を予定する。

(3) 実証試験計画の作成

実施要領及び実証試験要領に基づき、実証対象技術ごとに、実証試験計画を作成する。実証試験

計画については、技術実証委員会で検討した上で作成することとし、作成後速やかに実証運営機関に提出するものとする。実証運営機関への提出部数は、技術ごとに20部（50頁程度）とする。

なお、必要に応じて、実証試験計画（案）の作成に係る業務については、外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験計画（案）の作成が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

（４）実証試験の実施

実施要領、実証試験要領及び実証試験計画に基づき、実証対象技術ごとに実証試験を行う。その際、実証試験の開始前に実証運営機関と調整の上、当該実証試験に係る手数料の額及び納期期日を確定し申請者に通知する。なお、必要に応じて、実証試験に係る業務の一部を外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

なお、何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合、又は、実証試験途中において実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、環境省及び実証運営機関からの承認を得た上で実証申請者と協議し、そこまでの試験に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。

（５）実証試験結果報告書の作成

実施要領及び実証試験要領に基づき、技術実証委員会及びWG会合での検討を経た上で、実証試験結果報告書を作成し、実証運営機関に提出するものとする。提出部数は技術ごとに報告書20部（A4版200頁程度）及び報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）2式（図面等電子媒体化できない部分を除く。）とする。

実証試験結果報告書は、実証運営機関から環境省に報告のうえ、環境省が承認するので、承認が得られた実証試験結果報告書を実証申請者に送付する。

なお、必要に応じて、実証試験結果報告書原案の作成に係る業務については、外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験結果報告書原案の作成が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

3. 業務履行期限

契約締結の日から平成24年3月23日までとする。

4. 成果物

報告書 20部（A4版200頁程度）

報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM） 2式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 別途実証運営機関が指定する。

5. 著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」

という。)は、環境省が保有するものとする。

- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について実証運営機関に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、実証運営機関から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、実証運営機関からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて実証運営機関の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、実証運営機関から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、実証運営機関からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。
- (6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、実証運営機関と速やかに協議しその指示に従うこと。